

ヤ、煙草ニ於テヲ乎、君子如何ゾ是ヲ禁ズルコトノ晏乎、

〔春波樓筆記〕夫タバコの大害は、田畑を損ず、又火災の患、此の微火より發る、屢禁ありと雖も敗る、戻る事なき術あり、今よりして小兒に之を吸はしむべからず、若禁を背く者あらば、父子をして共に死罪にす、大約三十年四十年にして、漸々止むべし、

〔宇佐問答〕中或云、天下の奢美故、諸士の用不足にて、年々に高めんになりぬれば、百姓も地の者計り作りては、年貢にまどふ故に、煙草を作りて商人へ賣年貢の足しとす、御たばこに塞ぐ地計りも、日本國中を合せて、近江程なる大國、二三ヶ國は空しからん、それにかゝりて過る者は、皆々遊民也、煙草の道具に費ゆる竹木銅鐵やきもの、其外あげて數へがたし、煙草きざみになりて世を渡る者計りも、三萬餘人あるべしといへり、煙草を作らぬやうに、それに懸りたる者共もいたまぬ様に、五六年程に御止めなされたらば、此一色にても日本の國々廣くなり、諸人ゆるくと可仕候、此御仕置計りにても、奉公人は多くなり侍らん、其なされやうは長々しければ略しぬ、

〔我衣〕寶永ノ比鶴ト云名高キ比丘ニアリ、○中宿ハ神田ニテ、同店ノ裏ヨリ出火アリケリ、○中御吟味有ケルニ、一人彼鶴ト申比丘尼、朝クハヘギセルシテ、廁へ行タル由申上ル、彼鶴ヲ召シテ、右クハヘギセル致セシト申者ト對決ニ及ブ、鶴申ヒラキ成ガタクシテ火附ノ科ニオチ、火罪ニナリタリ、○中前々ヨリ往還并門外クハヘギセル御停止ニテアリケル、可慎々々、

〔見た京物語〕町々掛行燈或は張紙に

御法度

たばこの火出し不申候

くはへぎせる無用

とあり